令和2年度　前期　介護福祉士等修学資金貸付事業募集要綱

1．　募集人員　　70名程度　［うち、介護福祉士等養成施設　20名程度］
［うち、実務者研修施設　50名程度］

2．　貸付内容

（1）　貸　付　額　〇養成施設等に在学する者にあっては月額5万円以内

ただし、養成施設等に在学する学生については、貸付の初回に入学準備金、最終回に就職準備金としてそれぞれ20万円以内を加算することができる。

＊令和4年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者で、卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に対して受験対策費用として年度当たり4万円以内を加算できる。

*貸付申請時に生活保護受給世帯の者で養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、一ヶ月当たり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅に掲げる額のうち、貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を次の方法により加算することができる。

ア 加算額は貸付対象者の申請時の居住地及び年齢に応じて算出する。（転居等により該当する区分が変わる場合も変動しない。）

イ 就学費用の貸付を受けず、生活費加算のみの貸与は出来ない。

ウ 貸付期間中において生活保護を受給する者は、生活費加算の対象としない。

〇実務者研修施設に在学する者にあっては20万円以内。

（2）　貸 付 期 間　　養成施設等又は実務者研修施設に在学する期間

（3）　貸 付 利 子　　無 利 子

3．　貸付対象者

次のいずれの条件にも該当する者とする。

（1）　原則として県内に住民登録を有している者であること。

（2）　以下の各号に掲げる養成施設等又は実務者研修施設に在学していること。

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下、「法」という。）第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（介護福祉士養成施設という。）

二　法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（実務者研修施設という。）

三　法第7条第2号第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（社会福祉士養成施設という。）

（3） 成績優秀であり、かつ、家庭の経済状況等から真に貸付が必要と認められること。
ただし、生活保護受給世帯の者であって、生活費加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

① 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、上記（2）の一、三号に規定する養成施設等に就学する者。
② ①に準ずる経済状況にある者として、本会会長が必要と認める者。

前年度又は当該年度において、地方税法、国民年金法、国民健康保険法などに基づく減免を受けている者等。

＊実務者研修施設に就学する場合は、生活費加算の対象には含まれない。

（4） 卒業後、県内等において介護福祉士等としてその業務に従事することを希望する者とする。

（5） 修学について他の公的貸付制度を利用していないこと。
授業料等減免にて併用できる場合、本貸付金から授業料等減免額、給付型奨学金相当額を減額する場合があります。
なお、本会が実施する貸付制度において、債務者として利用債権の償還が期限内に終了していない場合は、該当として取り扱わない。

（6） 既に資格を取得している者は、貸付対象外とする。

（7） 貸付申請にあたっては当該養成施設等から推薦を求めること。

4. 返還免除

（1） 養成施設卒業後1年以内に介護福祉士等の登録を行い、県内において5年間継続して返還免除対象業務に従事したとき。（過疎地域勤務は3年間）

（2） 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い県内において返還免除対象業務に2年間従事したとき。

5. 連帯保証人

（1） 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を二人立てなければならない。
（2） 連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者で、そのうち一人は、県内に居住する者でなければならない。
また、申請者が未成年者の場合、前項の保証人のうち一人はその者の法定代理人でなければならない。
（3） 本会が実施する貸付制度において、現在債務を負う者や利用債権が償還期限内に終了していない場合は、連帯保証人として認めることはできない。

6. 申請手続（提出書類）

（1） 介護福祉士等修学資金貸付申請書［様式第1号－① 養成施設等用］又は［様式第1号－② 実務者研修施設用］及び下記の証明書等を添付すること。
ア 住民票（世帯の全部）
イ 申請者と生計を一にする家族全員の市町村長が証明する所得証明書
ウ 連帯保証人にあっては、
・市町村長が証明する所得証明書及び住民票

（2） 在学している養成施設の長の推薦状（様式第2号）

（3） 成績証明書
＊1年生にあっては、直近に卒業した学校の長の証明書
＊2年生以上にあっては、養成施設の長の証明書
＊実務者研修施設に在学している者は不要とする。

（4） 健康診断書
＊申請日以前3ケ月以内のもの

（5） 中高年離職者にあっては、離職を証する書類

（6） 生活保護受給世帯の者にあっては、次に掲げる書類を併せて提出すること。
ア 福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
イ 貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書

（7） 個人情報同意書

7. 募集期間

令和 2 年 4 月 1 日（水） から 令和 2 年 4 月 30 日（木）まで

8. 提 出 先

〒 770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地
徳島県立総合福祉センター3階
社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
地域福祉課 福祉資金室

9. そ の 他

貸付申請については、在学している養成校を経由して申請のこと。

貸付の決定については、在学している養成校を経由して通知する。